

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年7月1日（木） 午前10時15分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長
8. 協議事項
6月定例会本会議（7月1日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 2人

会議の概要

- ・ 開会 午前10時15分 閉会 午前10時55分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年7月1日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

吉津委員長 お疲れ様です。本日の出席委員については委員 17 人であり定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。最初に委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式により、できるだけ簡明に行われますようお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 12 号「令和 3 年度 長門市一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。審査は歳入と歳出を一括し課ごとに質疑を行います。はじめに、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算について予算書 11 ページですが「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」について補足説明させていただきます。追加補正予算説明資料 1 ページに事業内容を記載しておりますが、本事業は社会福祉協議会が実施している緊急小口資金等の特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は円滑に生活保護の受給へつなげるために支援金を給付するものです。主に、総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯等が対象となります。なお、本市における緊急小口資金等の特例貸付の状況を申しますと、6 月 29 日現在ですが、まず、緊急小口資金の貸付が 86 件で総額 1,565 万円の貸付、次に、総合支援資金の貸付が 55 件で総額 4,094 万円の貸付で、このうち再貸付を行っているものは 11 件ございます。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 補正予算書 10 ページから 11 ページ、第 3 款「民生費」第 1 項「社会福祉費」第 1 目「社会福祉総務費」「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」399 万 6,000 円についてお尋ねいたします。今、部長の説明にありまして、受益世帯とありまして、若干被るかもしれませんが、まず、新

型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 396 万円、これの積算根拠をお尋ねいたします。

古林地域福祉課長 まず単身世帯が 1 世帯×6 万円、2 人世帯が 7 世帯×8 万円、3 人以上の世帯が 7 世帯×10 万円、その 3 ヶ月分ということで合計 396 万円、合計 15 世帯を想定しております。

綾城委員 今、部長の説明で 11 世帯と。この積算は 15 世帯ということで、少し増えるんじゃないかという見込みがあつて 15 世帯というような積算根拠がされているというふうな認識でよろしいですか。

古林地域福祉課長 委員さんの言うとおりでございます。

綾城委員 次の質問です。具体的な支給の対象要件をお尋ねいたします。

古林地域福祉課長 県の社会福祉協議会が実施しております緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯、具体的には総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または 8 月までに借り終わる世帯、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯、総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申込みに至らなかった世帯、これらの世帯に該当したうえで、次に挙げるすべての要件を満たすことが必要となります。まず、生計維持要件、次に収入要件、資産要件、求職活動等の要件、これらのすべてを満たした場合に該当することになります。

綾城委員 具体的な支給額をお尋ねいたします。

古林地域福祉課長 単身世帯では月額 6 万円、二人世帯では月額 8 万円、3 人以上の世帯では月額 10 万円、支給期間は 3 か月でございます。

綾城委員 この自立支援金は、収入としての扱いになるのか、お尋ねいたします。

古林地域福祉課長 厚生労働省社会援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室からの通知によりますと、6 月 22 日現在ではございますが、非課税措置が講じられていないため、令和 3 年の所得として課税の対象となると聞いております。ただ今後、非課税措置の要望等を行っていく検討をしているとのことです。

綾城委員 該当者の方への周知の方法をお尋ねいたします。

古林地域福祉課長 該当となる可能性のある方につきましては個別に通知をする準備を進めているところでございます。また、市のホームページや広報 8 月号にも掲載する予定でございます。

吉津委員長 ご質疑はございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 23 —

— 再開 10 : 24 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、観光政策課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。補正予算書 10 ページ、11 ページの第 7 款「商工費」第 2 項「観光費」第 2 目「観光施設費」の「観光施設等維持管理費」につきましては、予算説明資料 1 ページに記載しております海水浴場監視員設置事業のとおりでございますが、過去に市内海水浴場で水難事故が発生したことから、監視員設置などの安全対策について仙崎海上保安部からの指導を受け、本年 3 月仙崎海上保安部や長門警察署などの関係機関で構成する長門市海水浴場運営協議会を設置し協議を重ねてまいったところでございます。この協議の結果、市が開設する海水浴場で過去に水難事故が発生した場所から監視員を早急に設置すべきとの意見等を得て、安全対策について本年度の海水浴シーズンに対応するため、このたび所要の予算を計上させていただいております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 第 7 款「商工費」第 2 項「観光費」第 2 目「観光施設費」6 月追加補正予算書の 10 ページ、11 ページ、説明資料 1 ページの海水浴場監視員設置事業について質疑をさせていただきます。当初予算ではなく、今回追加の補正で提出された理由についてお伺いいたします。

山下施設管理班長 今回提出するにあたって、過去に市内の海水浴場で水難事故が発生しており、監視員の設置など安全対策について仙崎海上保安部から強く指導がございました。これを受けて、本年 3 月、関係機関で構成する海水浴場運営協議会を設置したところ、その中で協議を重ねた結果、市が開設する海水浴場で水難事故が発生した場所に監視員を早急に設置することが望ましいということから、海水浴シーズンに間に合わせるため、このたびの補正に提出させていただいた次第でございます。

ひさなが委員 それでは監視員設置業務の 434 万 9,000 円の積算根拠及び監視、レスキュー用備品 116 万 6,000 円の積算根拠についてお伺いいたします。

山下施設管理班長 まず今回の海水浴場の開設期間、これが 7 月 17 日の土曜日 から 8 月 15 日の日曜日までの 30 日間、その間、平日が 17 日ございます。土日と祝日が 13 日、合計 30 日の中で、業務委託で一応、日当を 1 万 5,000 円と考慮しております。平日においては 2 人体制、土日祝日については 3 人体制で日当 1 万 5,000 円で計算しております。交通費においては 1 キロ 30 円を想定しております。資格の取得費と事務用品、事務費等ですね、合わせまして委託業務の 434 万 9,000 円を計上しております。備品においては、レスキューボードを 2 隻、

簡易担架を1つ、レスキューチューブを2本、双眼鏡を2個、トランシーバー3台を1箇所あたりで考えておりますので、今回、大浜と二位ノ浜を考えておりますので、この数字の2箇所ということで計上させていただいております。

ひさなが委員 財源の内訳が一般財源の551万5,000円とありますが、充当できる国や県の補助金や起債等についてご検討はされたのでしょうか、お伺いいたします。

山下施設管理班長 財源については検討させていただいたんですけど、補助金等該当するものはございませんでした。ただ、今後、国や県に対して補助制度の創設などを要望していきたいと考えております。

重村委員 関連質疑で、今ひさなが委員のほうから質疑の中にもありましたけど、重ねてお尋ねしますけど、3月から会議を持たれて海上保安部のほうから強い要請があったということで、今日7月1日ですよ。当初予算に載せられないのはよく分かりました。先ほどの説明で、私が思うのは、当然、今日最終日だから補正予算の2号に載せようが、こうして緊急的に出した3号議案であろうが、それは一緒だけど、僕ね、なんか行き当たりばったり感がすごくあるわけですよ。6月補正の、どうして2号議案に載せられなくてこの3号で出て、今日提出されているのか。これを聞きたい。ご答弁をお願いします。

山下施設管理班長 委員おっしゃるとおり、6月の当初で提出すべきというご指摘ではございますが、いろいろ監視員設置にあたりまして、どういった方々、いろいろな有識者等にご意見を聴取したところ、なかなか県内で監視員に該当する方がいらっしゃらないということで、委託先等、どういう方を人材とするかということで、かなり調査等に時間を要しまして、当初の2号議案として提出が間に合わなかったということで、今回の提出ということにさせていただいております。

重村委員 2週間後くらいに迫って、大切な業務ですよ。市が開設する海水浴場で、より安心してこの夏を過ごしてもらうためにということで、これは良いことだと思いますよ。良いことだと思うけど、執行部側の、僕は準備不足というのかな、この姿勢。これを本当にやらなきゃいけないんだ、もし該当する方が見つからなかったら今回補正上げてきていないわけ。今の答弁から聞くとね。そこがまとまってなかったら、監視員が今年は人材が見つからなかったから無理ですという返事をしていたんですか。そこのへんの姿勢のほうはすごく何か見えないというかね。すごくそこに問題が僕はあるような気がするんだけど、良いですか、もう1回ご答弁。これは部長にぜひお願いします。

堀経済観光部長 ご指摘のとおり、早急に行わなければいけないご指摘のもと、先ほど補足説明でも申し上げましたとおり、海水浴場運営協議会で協議を進めてまいったところでございます。もちろんその中では早急に監視員を置くべき

ということでご指摘をいただいたという中で、我々も当然置かせていただく方向性で協議をさせていただきました。その中でも当然、先ほども申しましたように、海上保安部、更には警察署等のご意見をいただいたわけですが、実際に監視をいただく方々、どういう資格を求めるか、更にはどういった形で我々が開設する海水浴場に設置をさせていただくかというところは、やはり専門の方々のご意見を聞かなければいけない。更にそういった専門的な方々から見積もりをいただくという中では、我々も全国規模で調査をさせていただいて、それを協議会で諮るというような形を継続してまいったところでございます。その中で当然間に合わせるように予算計上するということを目途に協議をしてまいったところでございますけれども、最終的には先般 6 月中旬に会議を最終的に開催する中で最終決定をいただいたということで、今回の予算に間に合わせさせていただいたというような実情がございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

重村委員 しつこいようだけど、もう 1 回だけ僕言っておきますよ。やらないといけないんだったら、そういう調査とかに時間がかかる、これをきちんとしてこの事業に間に合うように持っていくのが私は執行部の仕事だと思うんですよ。確かに人材も見つからないとか、スケジュール的に調査、研究するのに時間がかかったとか言うかもしれないけど、この中に資格取得及び事務費なんてありますけど、2 週間でしょう。本当にその方たちが人命を預かる仕事をするのであればね、仕事としてお出する執行部側の方が早く決断をして事務を進めておいてやらないと、今回が初めてかもしれないけれど、調査研究に時間がかかった、それから見識の高い方にお話をお伺いする時間がかかったとか、そのレベルで提案してもらっては困る気がする。改めて事業としては必要と思う、だけれども、そこは良く認識をして事務を進めてほしい。答弁、副市長何かありましたら是非。

大谷副市長 ご指名でございますので、私から答弁を申し上げたいと思います。委員ご指摘のように、この期に及んで、この時期にこの補正予算を上げる。確かにおっしゃるとおり、このスピード感は一体なんなんだというご指摘はごもつともでございます。実は私、この二位ノ浜と大浜において、この数年の間に 3 人の尊い命が失われたという事実を目の当たりにして、実は昨年から市長と私に対して、当時の海上保安部長のほうから、なんとかなりませんか、離岸流というのは外海に開けているところ、二位ノ浜や大浜が端的な例でございますけれども、こちらにライフセーバーがいない、監視員、いわゆるライフセーバーでございますけれども、こういう方を置かないんですかというご指摘はずっといただいていたところでございます。そういったところを考えたときに、隣の萩市では菊ヶ浜にライフセーバーが確保されております。そして隣の下関市

におきましては、いわゆる渚の交番というかたちで、角島やそういったところにライフセーバーがいらっしゃいます。ところがアウトドアツーリズムといえますか、これだけのきれいな海を持っている長門市においては、このライフセーバーが確保されていなかった。これは厳然たる事実でございます。その中で3人の命が奪われているということをもって、私どもはこの3月に遅ればせながら運営協議会を立ち上げ、会長には私が就任したわけでございますけれども、なんとしても、去年は海開きできませんでしたが、今年はなんとか海水浴場を開こうというなかで4つの市営の海水浴場がございますが、この中でも、特に二位ノ浜と大浜についてはライフセーバーを置くんだという覚悟をもって、そして6月補正になんとか間に合わせたい、ということでこれまで臨んできたところをご理解を賜りたいと思います。ところが、このライフセーバーの世界、大変人材が不足しております。もうすでに萩や下関といったところで確保されておりますから、本当に一から、先ほど出ましたように資格取得というところから始まって、講習会も開き、その人材を夏に間に合わせることができないかということで、関係団体へ、市長を先頭に、実はこれも宇部や山陽側や下関、こういったところに足を運んで、なんとか長門に人を派遣してもらえないか、そういう講習会を開いてもらえないかと、こういった地道など申しましたら大変ご無礼でございますけれども、遅いかもしれませんけれども、そういう取組はやってきたところです。そして、先ほど部長が申しましたように、6月の中旬に第2回の運営協議会を開いて、なんとか目途が立ちましたので、これで行かせてくださいと。当面4つあるけれども、この2つの海水浴場だけはなんとか置かせてくださいということで皆様のご了解をいただいたところでございます。この予算提案が今日に至ったことについては、これは申し訳ない、お詫びしなければいけないと思います。この経験を、こういったことが今後起こらないように、市政運営に反映させていきたいと思っておりますので、この点ご理解を賜りたいと存じます。

重廣委員 先ほど、内訳ということで日当1万5,000円ですか、交通費が30円と言われたと思います。今、人材的には確保されているとは思いますが、これ、業務を委託する格好ですので、今どちらから来られる予定で、もう目星がついているのかどうか伺いたいと思います。

山下施設管理班長 今、日本ライフセービング協会認定資格を有する者ということで、公益財団法人日本ライフセービングクラブに加盟しておる団体ということで、山口県ライフセービング協会という団体がございますので、そちらに委託を考えておるところでございます。

重廣委員 それでは今どちらから来られるというのは決まっていないということですね、協会にお願いしているだけで。長門市内には資格を持った方という

のはおられないんですか。

山下施設管理班長 有資格者についての詳細については、こちらのほうは把握しておりません。委託先の団体のほうに委託して派遣していただくということで、詳細のほうは把握していない状況でございます。

重廣委員 先ほど重村委員のほうから、資格取得費というところを言われていましたが、その金額がみてみると。わずかひと月の間に、資格が取得できるかどうか、どういうふうなことをされるのか、この金額はどのような目的でみであるのか説明願いたいと思います。

山下施設管理班長 今、県内に有資格者が少ないということが現状でございます。今から講習会を開く。その内容については海上保安部のほうから望ましいといわれておる資格、ベーシックサーフライフセーバー資格というものがございます。こちらの資格については述べ4日間の受講で資格をいただけるということになっておりますので、今後土日4日間で取得していただくという流れでございます。

重廣委員 今4日間、土日土日でされると。監視業務をしながらこの場で資格をされるということですか。その辺りの説明がよくわからないんですけど。

宮本観光政策課長 委託業務はこれから発注するわけですが、実際の業務としては先ほどお話ししましたように、7月17日からのスタートということになりますので、それまでの期間の土日、土日計4回で講習を開いていただく予定としております。

林委員 まず、先ほど副市長からもお話がありましたけれども、この海水浴場監視員設置事業が今回初めて予算計上されている。毎年海開きっていうのはあるとするならば、この事業っていうのは継続的にこれから予算計上されていくというふうに理解していいのか。

山下施設管理班長 事業継続につきましては、今年度まず実績を勘案して今後の方式等を考えていきたいというふうに考えております。一応補助財源等も今後、国や県に対してそういった創設など、ぜひお願いしたいというふうに考えておる次第でございます。

林委員 私、先ほどの副市長のご答弁を受けて、今の事業継続の話をさせていただきました。それだけ水難事故があつて、それだけ海保からいろいろ言われて今年やりました、事故が減りました、もうこの事業しませんというのは副市長の答弁はちょっと矛盾しちゃうんだよね。それは良いとして、それで昨日の毎日新聞の山口版に、県内市町の海開きの対応が分かれるという記事が載っていました。それで、「海水浴場を有する県内16市町に取材したところ、29日時点で8市町が今期の開設を見送った」という記事でございます。本市においても昨年は海水浴場開設しておりませんね、コロナ禍によって。それで、じゃあ

なぜ開設しないかという理由について、たとえば市民のワクチン接種も完全に終了していない段階だからとか、県外からの来場を促すことに繋がるとか、シャワー室を使用したあとに毎回消毒するのも予算の関係で難しいなどといった理由で、この海開きへの対応が分かれています。一方で6市町、本市も含めて6市町が今回、海開きをやるというような記事でございました。それで確認したいのは、現状で今回開設をしたという理由、するんだという。このコロナ禍の状況の中でするという判断に至った理由。昨年と何が違って開くことになったのか。開いたうえで監視員をつけるんだということですから、この前段の理由というのは明確に説明してください。

堀経済観光部長 現在、先ほどのような報道発表もあったということも理解させていただいております。その中で我々にとっては、現在のコロナの状況、更にまん延防止法等重点措置、更には緊急事態宣言、こういったものの解除の方向性、そういったものを判断させていただいて、現在のところは開設をさせていただき、今後の観光にも繋げていくというような考え方をさせていただいております。もちろん、今後の緊急事態宣言、更にはまん延防止法等重点措置の状況に応じて、これについては閉鎖をするということも前提に考えさせていただくということは当然考えております。更に、今後、先ほども申しましたように、協議会の中では海水浴場の運営についてマニュアルも作成をさせていただきました。その中であっても、コロナの状況等の勘案については、それぞれの事態に応じた、フェーズに応じた対応をさせていただくということで整備を進めさせていただきたいと考えております。

松岡委員 先ほどの副市長のご答弁の中で、市営の海水浴場4か所あるということでした。今回この対象にしたのが2か所だけと。理由として離岸流を挙げられていましたが、離岸流が発生するかどうかというのは、なかなか判断が難しいというふうにお聞きしております。ちょっとそのあたり2か所にされたということ、もう1回説明をお願いします。

堀経済観光部長 離岸流の根拠についてのお尋ねでございます。これにつきましては、海上保安部などが整理をされている資料の中で、離岸流の発生箇所というところが、副市長のほうから答弁させていただいたとおり、外界に面した場所ということで整理をされていることを参考に、この外海に面した、市が開設している2か所について設置をさせていただくということで、このたび計上させていただいたところでございます。

松岡委員 林委員から、「継続してこういう事業を行っていくべきだ」というようなご意見がありました。私としてもやはり継続していくのであれば2か所、事故はどこで起きるのか分からないと思います。離岸流だけが理由ではないと思われまして、いつまた発生する可能性があるかというのはなかなか難しい判

断だとは思いますが、範囲を広げていくというようなお考え、今後ですね、ございますでしょうか。

山下施設管理班長 当面、監視員についてはこの 2 か所を想定しているところでございます。ただ今後、監視員という位置づけでございますが、管理人という方も実際にいらっしやいまして、この管理人の方の普通救命講習等も、消防署等がやっておる普通救命講習、これを受講していただいて今後の安全対策に努めるということを考えております。

大谷副市長 私から発言の機会をいただきたいと思います。先ほどの林委員のご質問にも関係するのですけれども、この事業については継続をするという前提で今回の予算を計上していることは、まずご理解いただきたいと思います。というのは、この備品購入費については今後も使えるということで、これは初年度の初期投資でございます。それと、先ほど講習会の話がございましたが、今 10 名の方々、これは長門市内の有志の方々でございますけれども、これについては目途が立っております。この 10 名の方々に対して講習会を行いますので、当然講習会にかかる経費は今年度のみということで、その部分は来年度からは除外される形になります。それと、先ほど 4 か所と申しました。伊上の YY ビーチと船越が残るわけでございますけれども、これについても当然、今年度行います二位ノ浜や大浜の状況を見ながら、当然 10 名もの方々に資格を得ていただくわけでございますので、そちらにも拡大できるように、財源の問題もございますけれども、考えてまいりたいと思っております。

田中委員 先ほど言われました、もしコロナがひどくなって閉鎖になった場合は、元々計算していた日当というのはどういう扱いになるのでしょうか。

山下施設管理班長 コロナの状況によっては閉鎖ということは、今後当然に想定されます。そういった場合については、当然日当等が発生しないということになりますので、そういった場合は不執行という結果になるろうかというふうに思っております。

田中委員 1 点だけ最後に確認させてください。今、副市長が言われた 10 名の長門市の方というのは、この団体に所属されて、日当は団体から有志の方に支払われるという認識でよろしいのでしょうか。

山下施設管理班長 委員おっしゃるとおり、委託金の中から支払われる予定でございます。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 53 —

— 再開 10:54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:55 —